

事務連絡
令和元年9月13日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

埼玉県及び長野県において豚コレラの疑い事例が確認されたことによる、対香港、マカオ、ベトナム、シンガポール及び台湾輸出豚肉の取扱いについて

埼玉県及び長野県において、新たに豚コレラの疑い事例が確認されたことに伴い、対香港、マカオ、ベトナム、シンガポール及び台湾輸出豚肉並びに対シンガポール輸出豚肉製品における衛生証明書の発行については、下記のとおりに対応をお願いします。

衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される豚肉が下記の都道府県以外で生産されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が発行されませんので、関係者へ周知をお願いします。

また、本病の発生時には豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年6月26日農林水産大臣公表）に基づく対策が講じられるので、今後とも、と畜場法第14条に基づくと畜検査において豚コレラを疑う事例があれば速やかに畜産部局に通報を行うとともに、畜産部局へのご協力方、引き続きよろしくをお願いします。

なお、疑い事例の検査結果及びそれに伴う対応については、追ってご連絡をさせていただきます。

記

- 1 対香港、マカオ及びベトナム輸出豚肉
岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県及び長野県で処理された豚肉については衛生証明書の発行停止。
- 2 対シンガポール輸出豚肉及び豚肉製品
岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県及び長野県で処理された豚肉並びに当該豚肉を使用して製造された豚肉製品について衛生証明書の発行停止。（と畜日及び処理日が2018年10月10日以前のもの全国からの衛生証明書発行停止。）
- 3 対台湾輸出豚肉
全国からの輸出停止。